

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）

令和 4 年 1 月 2 7 日
甲府市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

甲府市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

甲府市上九一色地区（梯町及び古関町）は、甲府市の南部に位置し、東に笛吹市、南に富士山北西麓の富士河口湖町、南から西に身延町及び市川三郷町と境を接している。地勢は、標高 500m から 1,600m と高低差が大きく、東西 5.6km、南北 5.7km 面積は 19.51 km² で、その 95% 以上を山林が占める山間地となっている。

当地区の歴史は、明治 22 年 7 月、町村制施行によりそれまでの上九一色村が上下に分離し、梯、古関、精進及び本栖の 4 集落による上九一色村が誕生し、平成 18 年 3 月 1 日に上九一色村が南北に分村し、南部区域（精進、本栖、富士ヶ嶺）は富士河口湖町へ、北部地域（梯、古関）は中道町とともに甲府市へ編入合併し、平成 28 年 3 月に合併 10 年を迎えた。

幹線道路は、甲府市中心市街地と当地区を結ぶ国道 358 号であるが、笛吹市と市川三郷町を結ぶ県道 36 号の笛吹市川三郷線も当地区の中央を横断しており、住民生活には欠くことのできない重要な道路となっている。

民間医療機関の立地状況としては、当地区内には常時運営されている医療機関が存在していなく、その多くを甲府市内の他地区又は近隣市町村の医療機関に依存している状況である。

公共交通の運行状況としては、合併当初、当地区と市立甲府病院を結ぶ市営バスを運行していたが、平成 20 年 10 月からは民間業者への委託運行により運行してきた。そのような状況の中、人口減少等に伴い年々利用者数が減少している傾向にあったため、平成 25 年度に「上九一色地区公共交通地域意見交換会」を開催し、上九一色地区の現状、同事例の先進地の取り組み事例を勉強する中で、上九一色地区全世帯アンケート調査を実施した。アンケート結果より、自家用車や家族等の送迎により 7 割近くの方がバスをほとんど利用していないという意見もあったが、将来的には公共交通に頼らないとならない時がくることから、引き続き公共交通の確保を図ってほしいとの意見が大半であった。

これらを踏まえて、平成 26 年 7 月に、地域住民で組織される「上九一色地区公共交通協議会」が設置され、地域住民が主体的に参加し協議を重ねて運行計画を立案するなど、現在の上九一色・中道地区コミュニティバスを形成していった。

今後、自家用車を運転できなくなる方が更に増加していくことが予想される地区であるため、当地区から甲府市中心部の商業施設、医療機関、鉄道駅等までの移動手段を講じる必要があると考える。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>1 回当たりの利用者数 4.2 人以上 年間利用者 4,200 人以上 フィーダー系統の 1 回当たりの利用者数 3.5 人以上 フィーダー系統の年間利用者 2,000 人以上 ※毎月の輸送人員・運行回数の集計により算定 (参考【R3.3.31 現在】) 上九一色地区人口 224 人 (高齢化率 53.6%) 中道地区人口 4,960 人 (高齢化率 32.6%) (参考) 甲府市地域公共交通網形成計画 P115 参照</p>
(2) 事業の効果
<p>公共交通を確保することで上九一色・中道地区(交通の利用が不便である地区)の居住者は、甲府市内の商業施設、医療機関、鉄道駅等までの移動が可能になり、買物等による地域経済の活性化をはじめ、高齢者の外出促進及び健康寿命の延伸を図ることにも期待できる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・上九一色・中道地区コミュニティバス運行経路内にある商業施設において、バス運転手より交付されたお買物手形を商業施設に提示すると、商品割引などのサービスをバス利用者が受けられる事業の周知を図る。(甲府市・上九一色地区公共交通協議会) ・協議会委員が中心となり、利用の呼びかけを行うことで、マイバス精神を醸成し利用促進に努める。(上九一色地区公共交通協議会) ・沿線の中道地区住民を対象にモビリティ・マネジメントを行う。(甲府市・富士急バス株式会社) ・市立甲府病院を中心とした 1km 圏内(甲府市リサイクルプラザー南甲府駅間)の割引料金制度(通常 300 円を 150 円に減額)の周知を図る。(甲府市・富士急バス株式会社) <p>(参考) 甲府市地域公共交通網形成計画 P106-109</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>別添「表 1」のとおり。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>甲府市が費用を負担しており、運行経費から運行収入及び国庫補助金(過去 3 年間の年平均)を差し引いた額をバス運行事業者に運行委託料として支出している。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>富士急バス株式会社</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>※該当なし</p>
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添「表5」のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>甲府市地域公共交通会議の開催状況</p> <p>①平成 28 年 2 月 8 日 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行について 【結果】上九一色・中道地区コミュニティバス運行計画の承認を得た。</p> <p>②平成 28 年 6 月 22 日 甲府市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）の内容に対し協議 【結果】甲府市生活確保維持改善計画の内容に対し承認を得た。</p> <p>③平成 29 年 3 月 10 日 「宮本地区買物・通院等送迎運送事業」における市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について 【結果】自家用有償旅客運送の必要性等に対し承認を得た。</p> <p>④平成 29 年 8 月 18 日 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行経路の変更、運行ダイヤ改正及び特別料金制度の設定について 甲府市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）の内容に対し協議 【結果】上九一色・中道地区コミュニティバス運行計画、甲府市生活交通確保維持改善計画の内容に対し承認を得た。</p> <p>⑤平成 30 年 1 月 29 日 甲府市生活交通確保維持改善計画に関する地域公共交通確保維持改善事業・事業評価に対し協議（書面協議） 【結果】甲府市生活確保維持改善計画・事業評価の内容に対し承認を得た。</p> <p>⑥平成 30 年 6 月 21 日 甲府市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）の内容に対し協議（書面協議） 【結果】甲府市生活確保維持改善計画の内容に対し承認を得た。</p> <p>⑦平成 31 年 1 月 11 日 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行変更について 甲府市生活交通確保維持改善計画に関する地域公共交通確保維持改善事業・事業評価に対し協議 【結果】上九一色・中道地区コミュニティバス運行計画、甲府市生活確保維持改善計画・事業評価の内容に対し承認を得た。</p> <p>⑧平成 31 年 4 月 26 日 甲府市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）の内容に対し</p>

協議

【結果】甲府市生活確保維持改善計画の内容に対し承認を得た。

⑨令和2年1月29日（書面協議）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る事業評価、地域公共交通調査事業（計画推進事業）に係る事業評価に対し協議

【結果】各事業評価の内容に対し承認を得た。

⑩令和2年3月13日（書面協議）

「宮本・能泉地区買物・通院等送迎事業」の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項等について

【結果】自家用有償旅客運送の必要性等に対し承認を得た。

⑪令和2年6月29日（書面協議）

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）の内容に対し協議

【結果】甲府市生活確保維持改善計画の内容に対し承認を得た。

⑫令和3年1月26日（書面協議）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る事業評価の内容に対し協議

【結果】事業評価の内容に対し承認を得た。

⑬令和3年6月28日（書面協議）

上九一色・中道地区コミュニティバス運行計画（運行ルート等）の変更に対し協議

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）の内容に対し協議

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書の提出に対し協議

交通不便地域指定申請書の提出に対し協議

【結果】甲府市生活確保維持改善計画等の内容に対し承認を得た。

⑭令和4年1月27日（書面協議）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る事業評価の内容に対し協議

上九一色・中道地区コミュニティバス運行計画（運行ルート等）の変更に対し協議

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書の提出に対し協議

【結果】

21. 利用者等の意見の反映状況

- 平成24年11月13日 公共交通地域勉強会（中道・上九一色地区）
- 平成25年10月11日 第1回公共交通地域意見交換会（上九一色地区）
- 平成25年11月21日 第2回公共交通地域意見交換会（上九一色地区）
- 平成25年12月～平成26年1月 上九一色村全世帯アンケート調査実施
- 平成26年4月23日 第3回公共交通地域意見交換会（上九一色地区）
- 平成26年7月16日 平成26年度 第1回 上九一色地区公共交通協議会
- 平成26年9月30日 平成26年度 第2回 上九一色地区公共交通協議会
- 平成27年1月15日 上九一色地区公共交通協議会 臨時協議会
- 平成27年3月～ 上九一色地区の児童・生徒を対象に利用状況アンケート調査を実施
- 平成27年5月21日 上九一色地区公共交通協議会 臨時協議会
- 平成27年7月1日 上九一色地区公共交通協議会 臨時協議会
- 平成27年7月15日 平成27年度 第1回 上九一色地区公共交通協議会
- 平成27年7月27日 中道地区自治会連合会会議
- 平成27年8月25日 上九一色地区公共交通協議会 臨時協議会
- 平成27年7月27日 中道地区自治会連合会会議
- 平成27年10月27日 平成27年度 第2回 上九一色地区公共交通協議会
- 平成28年7月25日 上九一色・中道地区コミュニティバス運行に関わる上九一色住民説明会
- 平成28年9月1日 上九一色・中道地区コミュニティバス運行に関わる中道住民説明会

- ・平成 28 年 10 月 3 日 上九一色・中道地区コミュニティバス出発式
- ・平成 29 年 1 月 24 日 平成 28 年度 第 1 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの現状について
- ・平成 29 年 7 月 4 日 平成 29 年度 第 1 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 平成 28 年度第 1 回 上九一色地区公共交通協議会意見への
 回答状況について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスの現状について
 (3) 上九一色・中道地区コミュニティバスの利用促進に向けた
 取り組みについて (案)
- ・平成 29 年 8 月 10 日 平成 29 年度 第 2 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 平成 29 年度第 1 回 上九一色地区公共交通協議会の確認
 について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行変更について
- ・平成 30 年 2 月 7 日 平成 29 年度 第 3 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスに対する住民要望
 について
 (3) 上九一色・中道地区コミュニティバス車両の広告について
- ・平成 30 年 5 月 1 日 平成 30 年度 第 1 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスの現状について
- ・平成 30 年 6 月 18 日 平成 30 年度 第 2 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスの検討について
- ・平成 30 年 8 月 29 日 平成 30 年度 第 3 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスの検討について
- ・平成 30 年 11 月 14 日 平成 30 年度 第 4 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行変更について
- ・令和元年 7 月 17 日 令和元年度 第 1 回 上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 上九一色・中道地区コミュニティバス早朝通学時における
 追走車について
 (3) 上九一色・中道地区コミュニティバス運行に伴う自治会
 支援金について
- ・令和 2 年 1 月 24 日 令和元年度 第 2 回上九一色地区公共交通協議会
 (1) 上九一色・中道地区コミュニティバスの運行実績について
 (2) 国庫補助申請に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画
 認定の実施状況の確認・評価について
 (3) バス利用お買物手形実証実験事業結果報告書 (案) について
 (4) 上九一色・中道地区コミュニティバス運行に伴う自治会
 支援金について
- ・令和 3 年 1 月 18 日 上九一色地区公共交通協議会 令和 2 年度第 1 回書面会議 (報告)
 (1) 運行実績について
 (2) コミュニティバス利用者数とお買い物手形の利用者数 (推移)
 (3) 国庫補助申請に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画の

事業報告について（上九一色・中道地区コミュニティバスの
運行実績を含む）

- ・令和3年3月17日 上九一色地区公共交通協議会 令和2年度第2回書面会議
 - (1) 上九一色・中道地区コミュニティバス「中道交流センター」
古関町方面の乗降位置変更について（案）
- ・令和3年12月21日 上九一色地区公共交通協議会 令和3年度第1回会議
 - (1) 上九一色・中道地区コミュニティバス「甲府城南病院」の乗降
位置変更について（案）
 - (2) コミュニティバス利用者数とお買い物手形の利用者数（推移）
及びお買い物手形事業の継続について

22. 協議会メンバーの構成員

(1)	住民又は利用者の代表	甲府市自治会連合会
		社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会
		甲府市小中学校 PTA 連合会
		甲府市シニアクラブ連合会
(2)	一般旅客自動車運送事業を営む者及びその関係団体の職員	山梨交通(株)
		富士急バス(株)
		山梨県タクシー協会甲府支部
(3)	一般旅客自動車運送事業者の運転者の団体を代表する者	山梨交通労働組合
		全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会
		全国自動車交通労働総連合会自交総連山梨地方連合会
(4)	関係行政機関の職員	甲府河川国道事務所
		甲府警察署交通課
		南甲府警察署交通課
		山梨県交通政策課
		山梨県中北建設事務所道路課
		甲府市まちづくり部都市計画課
		甲府市まちづくり部道路河川課
(5)	山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局
(6)	学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	早稲田大学理工学術院

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 甲府市丸の内一丁目18番1号

(所 属) 甲府市 まちづくり部 リニア交通室 交通政策課

(氏 名) 小林、高山

(電 話) 055-237-5109

(e-mail) koutuss@city.kofu.lg.jp